

真岡市告示第 1 1 4 号

真岡市オフィス進出等促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市オフィス進出等促進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市への企業のオフィス進出等を促進することにより、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、本市にオフィスを新たに開設等する企業に対し、予算の範囲内において真岡市オフィス進出等促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、真岡市補助金等交付規則（昭和 4 3 年規則第 2 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社 企業の意思決定を行う機能及び各事業所、各部門等の業務その他企業内活動を統括する機能を有する主たる事業所
- (2) 事務所 主として企業の事務を行う場所（店舗（小売業、飲食業、接客業等として商品やサービスを提供するための建物をいい、店舗兼用住宅を含む。）、工場その他の主として企業の事業を行う場所は、含まない。）
- (3) オフィス 本社又は事務所
- (4) サテライトオフィス 企業の本拠点から離れたところに設置する

事務所であって、通信機能を備え、遠隔勤務が可能なもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる企業は、次条で定める補助金の交付の対象となる地域（以下この条及び第5条において「対象地域」という。）に本社を開設し、又は移転しようとする企業（新たに企業を設立しようとする場合は、開始する事業の具体的な計画を有するものに限る。）及び対象地域にサテライトオフィス、支社等の事務所を新たに開設する企業のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 本市内に本社がないこと。
- (2) 真岡市企業立地促進事業費補助金交付要綱（平成10年告示第8号）、真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金交付要綱（平成25年告示第81号）又は真岡市企業立地雇用促進補助金交付要綱（平成18年4月1日制定）に規定する補助金の交付の要件に該当していないこと。
- (3) 所有し、又は賃借した対象地域内の物件をオフィスとして整備し、事業を行うこと。
- (4) 補助金の交付の対象となったオフィスにおいて3年以上事業を継続すること。
- (5) 補助金の交付の対象となったオフィスでの正規雇用従業員が3名以上であること。
- (6) 株式会社、合名会社、合資会社又は特例有限会社であること。
- (7) 本社の所在地において市税等を滞納していないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。

(9) 真岡市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は真岡市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第40号）第3条に規定する密接関係者が関わっていないこと。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第25号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(11) 補助金の交付の対象となったオフィスを政治活動又は宗教活動に利用しないこと。

(12) その他市長が不相当と認める業種でないこと。

（補助対象地域）

第4条 補助金の交付の対象となる地域は、本市内全域とする。

（対象経費、額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）、補助金の額等は、次の表のとおりとする。ただし、国、県、市等の補助の対象となっているものは、これを除くものとする。

種別		対象経費又は条件	補助金の額	上限額
オフィス開設等補助	対象地域に本社を開設し、又は移転しようとする場合	(1) 当該オフィスの開設又は移転に伴う改修等に要する費用 (2) 当該オフィス	対象経費に2分の1を乗じて得た額	200万円

	対象地域に サテライト オフィス、 支社等の事 務所を新た に開設する 場合	に必要な物品の 購入費用 (3) 当該オフィス の開設又は移転 に伴う、備品等 の運搬に係る費 用		100万円
雇用補 助	対象地域へ のオフィスの 開設等に 伴い、本市 内に住所を 有する者を 正規雇用従 業員として 新たに雇用 する場合	当該オフィスにお ける事業開始の日 において本市に住 民登録をしている 者を新たに、雇用 保険法（昭和49 年法律第106 号）第4条第1項 に規定する被保険 者として、1年以 上継続して雇用す ること。	雇用一人に つき25万 円	250万円

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切捨てた額とする。

3 補助金の交付は、1企業につき1回限りとし、予算の範囲内とする。
(交付の申請等)

第6条 補助金の交付（オフィス開設等補助）を受けようとする者は、

真岡市オフィス進出等促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、オフィスの開設又は移転に伴う改修、物品の購入又は備品等の運搬に着手する日の30日前までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 対象経費の見積書及び明細書の写し（物品については、カタログの写しも添付するものとする。）
- (4) 補助金の交付の対象となったオフィスの賃貸借契約書の写し又は売買契約書の写し
- (5) オフィスの詳細がわかる資料（位置図、平面図、写真等）
- (6) 本社の所在地において市税等を滞納していないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付（雇用補助）を受けようとする者は、真岡市オフィス進出等促進補助金（雇用補助）交付申請書（別記様式第3号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 新規雇用者一覧表（別記様式第4号）
- (2) 補助金の交付の対象となる者の雇用形態及び雇用保険への加入を証する書類
- (3) 補助金の交付の対象となる者の住民票の写し
- (4) 補助金の交付（オフィス開設等補助）の決定通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（実績報告）

第7条 補助金の交付（オフィス開設等補助）の決定を受けた者（以下

「交付決定者」という。)は、オフィスの開設又は移転に伴う改修、物品の購入及び備品等の運搬が完了したときは、当該完了した日から起算して1月を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、オフィス進出等促進補助金実績報告書(別記様式第5号)に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) オフィスの改修等及び運搬等に係る領収書の写し
- (2) オフィスの改修等の実施状況がわかる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(開設の届出)

第8条 交付決定者は、オフィスを開設したときは、開設した日から14日以内にオフィス開設届出書(別記様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) オフィス開設届出書に記載したオフィス開設日から起算して3年以内に、当該物件を自らのオフィスとして使用しなくなったとき。
- (3) その他市長が不適切と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式第1号(第6条関係)

年 月 日

真岡市長 様

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者名

印

真岡市オフィス進出等促進補助金交付申請書

真岡市オフィス進出等促進補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助対象事務所 (物件所在地)			
補助対象事務所 区分	本社の開設・移転 ・ サテライトオフィスや支社等の事務所の開設		
補助対象経費	円		
整備内容			
補助金交付申請額	円(1,000円未満切捨て)		
従業員数	名	業 種	
添付書類	1 誓約書(別記様式第2号) 2 法人の登記事項証明書 3 対象経費の見積書及び明細書の写し(物品についてはカタログの写しも添付するものとする。) 4 補助金の交付対象となったオフィスの賃貸借契約書の写し又は売買契約書の写し 5 オフィス等の詳細がわかる資料(位置図、平面図、写真等) 6 本社の所在地において市税等を滞納していないことを証する書類 7 その他市長が必要と認める書類		
担当者連絡先	担当者： (電話番号)		

別記様式第2号(第6条関係)

誓約書

真岡市長 様

私は、真岡市オフィス進出等促進補助金の交付申請をするにあたり、以下の事項について誓約いたします。

1. 私の経営する法人は、正規雇用従業員を雇用しており、経営実態のある法人です。
2. 補助金の対象となるオフィスを3年以上継続して活用いたします。

年 月 日

所在地

名称及び

代表者氏名

印

年 月 日

真岡市長 様

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者名 ④

真岡市オフィス進出等促進補助金(雇用補助)交付申請書

真岡市オフィス進出等促進補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、
次のとおり補助金の交付を申請します。

1. 補助金交付申請額 円

2. 添付資料

- (1)新規雇用者一覧表(別記様式第4号)
- (2)対象者の交付の対象となる者の雇用形態及び雇用保険への加入を
証する書類
- (3)補助金の交付の対象となる者の住民票の写し
- (4)補助金の交付(オフィス進出等補助)の交付決定通知書の写し
- (5)その他市長が必要と認める書類

別記様式第4号(第6条関係)

新規雇用者一覧表

事業所名 _____

No.	雇用者氏名	雇用者住所	雇用年月日
1		真岡市	
2		真岡市	
3		真岡市	
4		真岡市	
5		真岡市	
6		真岡市	
7		真岡市	
8		真岡市	
9		真岡市	
10		真岡市	

別記様式第5号(第7条関係)

年 月 日

真岡市長 殿

申請人 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

年度真岡市オフィス進出等促進補助金実績報告書

年 月 日真岡市指令 第 号で真岡市オフィス進出等促進補助金の交付の決定の通知があった真岡市オフィス進出等促進補助金について、真岡市オフィス進出等促進補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を報告します。

- 1 補助事業等の施行場所
- 2 補助金額
- 3 着手年月日
- 4 完了年月日
- 5 添付書類

- (1) オフィスの改修等及び運搬等に係る領収書の写し
- (2) オフィスの改修等の実施状況がわかる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

別記様式第6号(第8条関係)

年 月 日

真岡市長 様

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者名

印

オフィス開設届出書

真岡市オフィス進出等促進補助金交付要綱第8条の規定に基づき、
次のとおりオフィス開設届出書を提出します。

事業所名	
所在地	
主な業務内容	
オフィス開設日	